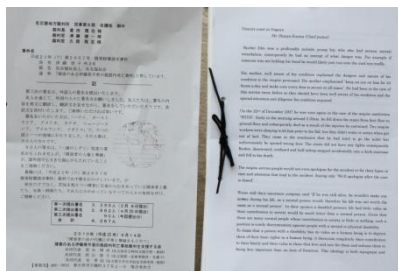


2010年総会

障害者の命の代償に 平等と尊厳を

「障害者は生きていても社会に対する利益がないケース」（損害保険会社）

損害保険会社
と
社会福祉法人 **は社会的責任を果たして下さい**



伊藤晃平君裁判を支援する会 結成1周年総会 2010年10月16日

スローガン：障害者の命の代償に平等と尊厳を

障害のある伊藤晃平君の施設内死亡事故裁判を支援する会

略称：伊藤晃平君裁判を支援する会

〒486-0853 愛知県春日井市穴橋町3丁目2番地9 落合幸次（ゆきつぎ）方

電話&FAX 0568-83-9178

Eメール ochiai-yukitsugi@mopera.net

<http://smile.sa-suke.com/>

I はじめに

重度知的障害と自閉症の伊藤晃平君(名古屋・15歳)は、2007年(平成19年)12月22日未明、社会福祉法人名北福祉会ショートステイWITH(北区)で、ショートステイ中、階段から転落し、意識不明のまま死亡しました。

転落の真相の報告と損害賠償の話し合いに来たのは、あいおい損害保険会社の担当者でした。担当者は、「障害者は、生きていても社会に対する利益がないケースだ」といいきりました。

名北福祉会は、慰謝料は払うが逸失利益は認めない、と保険会社の主張に沿うものでした。障害者の立場に一番たてるはずの社会法人の見解に、お母さんの啓子さんは、大変、失望しました。そして、ここまで言われたら裁判しかない、と、裁判をする決意にいたりしました。

お母さんは、「晃平は、働くことだけに生まれたわけではない。命の価値は働くことだけでしょうか」と語っています。

お母さんは、どなたの死も、人権の尊重、平等な扱い、個人の尊厳が守られなければならないと考えています。そして、障害者であるがゆえに守られてこそ、だれもが、憲法や障害者基本法など法の下での平等な扱いが保障される唯一の道だと考え、裁判は、なんとしても勝ちたいと意志をかたくしています。

2009年5月27日、名古屋地方裁判所に提訴・受理された晃平君の裁判は……

事件名

平成21年(ワ)第2957号 損害賠償請求事件

原告 伊藤 啓子 外3名

被告 社会福祉法人 名北福祉会

として、裁判が開始されました。口頭弁論(裁判)は、1102号法廷で開催されます。裁判は、3人の裁判の合議制で進行しています。

原告の弁護団は、

岩月浩二弁護士(守山法律事務所)

中谷雄二弁護士(名古屋共同法律事務所) です。

被告側は、名北福祉会の顧問弁護士事務所が交渉に応じると通告をしていたにもかかわらず、裁判が始まると、(あいおい損害保険会社の依頼弁護士) 代理人を変更してきました。

原告の伊藤啓子さんも、伊藤晃平君裁判を支援する会も、被告の名北福祉会が、障害者の立場にたって、司法の場で障害者に人権と平等、尊厳に血を通わす立場に立ってほしいのです。

このような願いを込めて、この1年間、原告の伊藤啓子さんらと、伊藤晃平君裁判を支援する会は、会員や支援者そして医師や学者の皆さんの支援を受けて活動してきました。

皆さん 「月命日」という言葉をご存知と思います。晃平君の月命日は、22日です。何の因果か、誕生日も22日です。

お母さんは、22日がかかるたびに「こんなはずでなかったのに」と悔やんでみえます。

Ⅱ 結成1年の歩み

1992年（平成4年）1月22日 伊藤晃平誕生

2007年（平成19年）

12月22日 名北福祉会・ショートステイ WITH で5時25分頃階段から転落

12月22日 **名古屋第一赤十字病院で20時10分意識回復することなく死亡（15歳）**

2,008年（平成20年）

04月01日 守山法律事務所へ、弁護依頼。

06月 証拠保全申し立ての準備開始

12月09日 被告代理人に、原告代理人から、地域別最低賃金と障害基礎年金を根拠として、訴訟提起前の示談を提起した。

2009年（平成21年）

05月27日 名古屋地方裁判所に提訴

民事第6部合議係 平成21年（ワ）第2957損害賠償請求事件

原告 伊藤 啓子 外3名

被告 社会福祉法人 名北福祉会

記者会見おこなう。

07月07日 伊藤晃平君裁判を支援する会ニュースNo1発行

07月31日 第1回口頭弁論 20人参加（原告、弁護士含む。以下同じ）

08月17日 伊藤晃平君裁判を支援する会結成準備会がもうけられる。

09月05日 伊藤晃平君裁判を支援する会ニュースNo2発行

09月07日 郵便口座開設（会費、カンパ等の振込にご利用ください）

口座番号 00830-5-198160

口座名称 伊藤晃平君裁判を支援する会

（振り込まれて金額は、「春日井篠木」郵便局で管理されています。）

09月18日 第2回口頭弁論 20人参加

被告の名北福祉会準備書面提出

過失は認めたが、逸失利益は認めず。

09月26日 障害のある伊藤晃平君の施設内死亡事故裁判を支援する会結成

（略称：伊藤晃平君裁判を支援する会 以下略称で表記）

於：名古屋市女性会館 2階 第一研修室

共同代表 ……荒木照世 原山恵子 本 秀紀

世話人 ……安藤一巳 梅尾朱美 落合幸次 近藤ゆり子 竹内彰

一 牧野完爾 その外随時推薦があれば追加して
います。（以上敬称略・50音順）

その他 …… 伊藤晃平君裁判を支援の一点で取り組みます。

- 10月21日 第1回世話人会議
- 11月13日 第3回口頭弁論 11人参加
- 11月25日 第2回世話人会議
- 12月04日 札幌地裁で、「重度自閉症の障害者にも将来に可能性」と逸失利益を、自賠責に加え被告側が払うことで和解が成立
- 12月25日 青森地裁は、重度知的障害者（当時16歳）に対し「一程度の就労可能性はあったとし、青森の最低賃金を根拠に逸失利益等3,200万円」を被告側に命じた。

2,010年（平成22年）

- 02月01日 伊藤晃平君裁判を支援する会ニュースNo3発行（ハガキ）
- 02月08日 名古屋地方裁判所に第一次署名提出行動 3,295筆
- 02月12日 第4回口頭弁論 15人参加
原告準備書面（1）提出
障害者の逸失利益についての学説と判例（証38号証）
伊藤晃平君裁判を支援する会ニュースNo4発行
- 02月19日 パンフ300部発行（伊藤晃平君裁判を支援する会ニュースNo5として）
第3回世話人会議12人参加 於：名古屋共同法律事務所
- 02月21日 第1回街頭署名 於：JR金山駅 10時30分から1時間 18人参加
伊藤晃平君裁判を支援する会ニュースNo6発行
愛障協等が中心になり、「安藤一巳さん偲ぶ会」開催される。
- 03月05日 名古屋地方裁判所は、交通事故で死んだ盲導犬の技能価値を認定し、加害者に損害賠償を命じた。判決は、「盲導犬は経済的な利益は生まないが、社会的には大きな利益を生んでいる」事を認めた。
- 03月26日 伊藤啓子、辻井中京大学教授に、晃平の発達推移説明
- 03月26日 名古屋地方裁判所は、梅尾朱美さんの本人訴訟で、点字の訴状を受理した。
- 04月16日 名古屋高等裁判所は、心臓機能障害の障害をもつ小池勝則さんの過労死に対し、一審判決を取り消し労災と認定した。（小池さんの過労死裁判）
「憲法が国民の勤労権を認め、障害者の就労を援助する以上、業務が過重であったかどうかの判断は、平均的な労働者の基準ではなく、被災者の症状を基準とすべき」とした。
- 04月20日 名古屋地方裁判所に第二次署名提出 2,882筆 累計6,177筆
- 04月22日 原告準備書面（2）提出
被告の責任の重大性について
概要＝施設について、対応の緩慢さ、安全意識の希薄さ
- 04月23日 第5回口頭弁論17人参加 その他「事件」の傍聴者あり。
原告から「専門家の意見書」の提出について延期を求める釈明。
伊藤晃平君裁判を支援する会ニュースNo7発行

- 04月24日 「身体拘束廃止の立法化をもとめる名古屋集会」
伊藤晃平君裁判のチラシと署名用紙配布約100枚配布
- 04月27日 第4回世話人会議
伊藤晃平君裁判を支援する会ニュースNo8発行（ハガキ）
- 04月28日 中日新聞の赤川記者の取材を受ける。
- 05月15日 日本共産党（愛知）主催の「障害児・者の明日を輝きのあるものに懇談会」
で報告
- 05月30日 第2回街頭宣伝（金山）9人参加 105筆 カンパ1,000円
と菓子 婦人が飛び入り宣伝（1人）
伊藤晃平君裁判を支援する会ニュースNo9発行
- 06月14日 第三次署名提出 外国からの署名90人分 累計6,267人
「ハワイ、オーストラリア、アメリカ、カナダ、ニュージーランド、
アイルランド、イギリス」の六つの国と一つの地域分。
- 06月18日 第6回口頭弁論 10時から 1102号法廷
伊藤晃平君裁判を支援する会ニュースNo11発行
- 06月22日 中学校教員より、社会科の授業で取り上げたいと打診あり。
- 06月25日 第5回世話人会議
伊藤晃平君裁判を支援する会ニュースNo12発行
- 06月27日 第3回街頭署名 於：JR金山 13時から
- 07月01日 岐阜の中学校教師と面会
- 07月13日 伊藤晃平君裁判を支援する会 ホームページ開設
<http://smile.sa-suke.com/>
「晃平君の逸失利益」でも検索可
- 07月14日 本人訴訟を起こした「点字裁判」第1回口頭弁論（点字裁判を支援する会）
- 07月25日 第3回定時・定点金山街頭宣伝（金山）
- 07月30日 原告準備書面（3）提出
甲39号証の鑑定意見書に基づき、亡晃平の障害の特徴とその発達の
過程及び就労可能性について主張する。
- 08月02日 第四次署名提出 1,180人分 累計7,447筆
- 08月02日 名古屋地裁に第一次署名提出1,180筆を提出し、累計7,447筆
原告を先頭に、支援者とともに、真夏の35度前後の猛暑の中の署
名行動が続く。
- 08月06日 第7回口頭弁論 10時から 1102号法廷
準備書面（3）提出 発達の可能性について
- 08月10日 藤本文朗氏に中谷雄二弁護士面談
- 08月23日 第6回世話人会議（月曜日で時間は、15時30分～）
- 08月26日 伊藤晃平君裁判を支援する会ニュースNo13発行
- 08月31日 堀江重信小児科医に面会
- 09月17日 7回世話人会議 於：名古屋共同法律事務所

伊藤晃平君裁判を支援する会ニュースNo14号発行

- 09月20日 岐阜9条の会 In 東濃西の交流集会で、伊藤晃平君裁判のチラシと現状報告。100人ほどの参加者がチラシを持ってゆかれました。(目に留まらない方も見えたので)
- 09月26日 第5回街頭署名 於：JR金山駅 12時から約2時間
- 09月28日 新潟大学法学部の学生から、大学の講義においてプレゼンテーションのテーマに取り上げたい。と了承を求められる。テーマは「重度障害者の逸失利益について」とのことです。(了承済)
- 09月30日 愛知県心身障害者コロニーの竹澤大史研究員訪問
- 10月05日 藤本文朗先生、名北福祉会とWITHを視察
藤本文朗先生、伊藤さんと遠山先生と懇談
- 10月05日 マスコミ、障害者団体、会員、協力者に、取材依頼と総会の案内状送付
- 10月08日 第6回街頭署名 於：名古屋地裁前署名 11時50分から1時間
第8回口頭弁論 1102号法廷 マスコミ2人 その他9
準備書面(4)提出 憲法論と国際条約等～障害者に働く権利がる。
職安法、雇用促進法にもふれます。
- 10月13日 第8回世話人会議 於：名古屋共同法律事務所
- 10月16日 (土) 伊藤晃平君裁判を支援する会結成1周年記念総会
於：名古屋市女性会館 13時30分～14時30分

今後の予定

- 10月24日(日) 第7回街頭宣伝 於：JR金山駅北口 12時～約2時間
- 11月28日(日) 第8回街頭宣伝 於：JR金山駅北口 12時～約2時間
- 12月24日(金) 第9回口頭弁論 13時10分～ 1102号法廷
第9回街頭署名 於：名古屋地裁前 11時50分～12時45分

2007年(平成19年)12月4日 札幌地方裁判所

(参考)

重度自閉症(当時17歳)の交通事故死亡の損害賠償に対し、逸失利益を、北海道の最低賃金と障害年金を基に算定することで和解が成立した。「重度障害者の将来の可能性を認め、最低賃金を算定の根拠のした画期的な判決」と評価されている。

2007年(平成19年)12月25日 青森地方裁判所

入浴中の重度知的障害の(当時16歳)男性死亡事故にたいして、逸失利益を認め、総額3,200万円の支払いを命じた。「一定程度の就労可能性はあったと認定し、青森県の最低賃金に基づき算定した。逸失利益を約600万円と判断した。慰謝料の支払いも認めた。」

2010年(平成22年)3月5日 名古屋地方裁判所

交通事故で死んだ盲導犬の技能価値を認定し、加害者に損害賠償を命じた。判決は、「盲導犬は経済的な利益は生まないが、社会的には大きな利益を生んでいる」事を認めた。

2010年(平成22年)4月16日 名古屋高等裁判所

心臓機能障害の障害をもつ小池勝則さんの過労死に対し、一審判決を取り消し労災と認定した。(小池さんの過労死裁判)「憲法が国民の勤労権を認め、障害者の就労を援助する以上、業務が過重であったかどうかの判断は、平均的な労働者の基準ではなく、被災者の症状を基準とすべき」とした。(以上要旨)

Ⅲ 激励とメッセージ（手紙、メール、署名時の会話等 敬称略）（順不同）

- ※ 前向きにがんばっている様子をニュース vol. 5を読ませていただき知ることができました。ご家族にエールを送りたいと思います。
晃平君は、父母会の皆さんの努力で卒業式に「出席」できました！（遺影のみ）『学校側の抵抗の中、卒業式のお見送りの時、晃平くんの遺影は先頭を歩く男子生徒が抱えて高等部玄関を出ました。……遺影を抱える男子生徒に「しっかり持て！」と手を握り締めて渡したのは晃平君のかつての担任でした。』（女性）
- ※ 新聞を見ました。公開授業で、皆様の平等や尊厳を求める思いを、憲法の基本的人権とかわらせて考えさせたいと思っています。（中学校 社会科教師）
- ※ 「社会福祉法人もピンからキリまでか。残念だね」といって署名（女性）
- ※ 命の重さは皆平等であるはずです。人間の尊厳を守る裁判を心から支援します。（男性）
- ※ がんばりましょう！（男性）
- ※ できる人、できる障害者、何にもできない障害者と等級をつけることは差別につながります。存在の大切さを問うて頂きたいです。（女性）
- ※ JR金山で街頭署名を見ました。同感です。
- ※ 2月21日、金山駅前の署名活動に遭遇しました。施設で働いていた者としても心が痛みます。（NPO法人日本ヒューマ・リレーション協会のA）
- ※ 本当に損害賠償ゼロと言っているのですか。チラシは過激ではないか。同じ職業として、また障害の子をもつ身としても関心をもっている。保険会社は、この問題について敏感になっている。
私たちは、障害者の雇用の促進で社会に貢献する努力をしています。私たちも、逸失利益では、働いていないとか、収入が少ないなどで同じような説明になるが、お聞きすると対応としては残念ですね。
協力できることがあれば協力します。 保険会社としても今回のケースを認識したい。社員教育にも生かしたい。私たちは、判例に基づくとはいいますが、固定されたものでないので頑張ってください。（損害保険会社の支店長から、携帯へ。）
- ※ 命の重さは皆平等であるはずです。人間の尊厳を守る裁判を心から支援します。（男性）
- ※ がんばりましょう！（男性）
- ※ できる人、できる障害者、何にもできない障害者……と等級をつけることなくーそれは差別につながります。存在の大切さで問うて頂きたいです。
私に関わった24時間介助の女性(等)は、その人がそこにいる、そしてほほえんでくれる（くれなくても）その存在が私（たち）には嬉しく、心をほっとさせてくれました。他の人には代えられないかけがえのない存在でした。（女性）
- ※ 昨日、金山駅で署名させて頂きました。豊橋で、介護士をしております。労働組合運動、やまびこ会で障害者運動も行っております。昨日、時間がなくお話をあまり伺えませんでした。障害者の方々が安心して暮らせる社会にしていかななくてはならないと考えております。少ないですが、寄付金を送金させて頂きました。何か少しでも、お役に立てればと思 います。

- 少しでも、障害者や、老人など弱い立場の方が暮らしやすい世の中になるよう、少しでも、その方々の、世話をする私達、福祉労働者の労働条件が、まともになるよう、やさしい政府にしていかれるよう、連体して、がんばっていかれればと思います。(男性)
- ※ 少しでも力をおかしてできればと家族の署名を送ります。納得のいく裁判、納得のいく結果が得られるように……(女性)
 - ※ 障害者など、社会的に弱者に当たる方々が、安心して暮らすことのできる世の中になっていけるよう微力ながら出来る事をさせていただきたいと思っています。今後も、裁判等でがんばって下さい。(男性)
 - ※ 差別に対してはちゃんと「NO!」と言わなければどんどん弱い者はすみっこに追いやられる現実ですが、言えば変わることもあります。出来ることは協力させていただきます。(女性)
 - ※ 母が行ってくれた署名を送ります。(女性)
 - ※ お寺につどう方々に伊藤晃平さんの命について考えていただきました。名古屋まで行けませんが、岐阜県でも多くの方が裁判について支援しています。心労の事と思いますが、勇気ある行動に感謝いたします。(女性)
 - ※ 毎日忙しいことと思います。福岡の井上さんから署名運動を聞きました。昔、養護学校に務めたことがあって関心を抱きました。少しですが集めた分を同封します。がんばってください。(男性)
 - ※ 署名を1枚送ります。お受け取りください。すくなくてすみません。またできしだい送りますのでよろしくお願いいたします。(女性)
 - ※ 伊藤晃平君裁判を支援するために、署名をさせていただきます。(女性)
 - ※ ……かねてからこの問題については、関心を持っていました。しかし、きょうされん愛知支部(あいされん)でもつかんでいません。このような事件が起こっていることも知りません。……(2010年6月27日 男性)
 - ※ 同情で署名するのではないのです。(あなたたちの訴えに)道理があるから署名します。(街頭署名での若者)
 - ※ 先ほどバスの時間だからと通り過ぎましたが、バス停で聞いていました。バスを遅らせて戻ってきました。署名させてください。(街頭署名での中年のご婦人)
 - ※ 裁判官が、人の命の平等を尊重した適切な判決を下すことを祈っています。(浜野研三)

Ⅳ まとめ

- 1 8回の口頭弁論を傍聴し、原告を励ましてきました。
- 2 口頭弁論終了後、報告会をおこない、弁護団の報告を受け、裁判の進行状況を共有してきました。
- 3 街頭署名を6回行いました。37℃ 38℃という炎天下でもおこないました。「障害者は生きていても社会に対する利益がないケース」と保険会社の死者にムチ打つ言葉は、多くの方に怒りをいだかせています。

若者は、「同情でなく道理で署名をする」と怒りを込めて署名しました。中年のご婦人は、バスの都合で署名を断られましたが、「バス停でマイクの訴えを聞いていた。バスを遅らせて、署名に戻りました。」と言って署名をされました。「家族の分だけで申し訳ない」「少ないけれど署名送ります」という方が何人もみえます。

熱い願いのある署名は、7,447筆を裁判所に提出しました。

署名は、インターネットや街頭署名、支援者の身近な人から寄せられました。

海外からもきました。その方は、自分で署名用紙を英訳し、署名集めにまわってくれました。その数が

100筆ですが、「ハワイ、オーストラリア、アメリカ、カナダ、ニュージーランド、アイルランド、イギリス」で、六つの国と一つの地域にわたりました。在日外国人も署名をしてくれました。

外国人の署名のみを90筆裁判所に提出しました。この時は、裁判所に提出する要請書に「一滴のしずくていどの署名かもしれませんが、障害者の人権と尊厳が、諸外国でも大きな関心をもたれていることをご理解ください。」と添え書きをしました。

現在600筆程の署名が、事務局に届けられています。総計で、約8,000筆が寄せられました。

4 世話人のT・Sさんのご尽力でホームページが開設できました。開設して間ありませんが、大きく活躍しています。法学部の学生から、「大学の講義で利用したい」とか、「詳しくはホームページにありますか。見ます。」などホームページへの掲載がまたれています。

5 世話人会議は、8回開催しました。原則として、口頭弁論後に開催し、次回口頭弁論への取り組みや運動の強化、裁判についての学習等を行っています。良い学習の機会となっています。

6 伊藤晃平君裁判を支援する会ニュースの発行

14号まで発行してきました。ホームページが開設されて以後は、ホームページにも掲載しています。会員に適宜お知らせする事が少し弱いので、この点を改善したいとおもいます。

次に、激励の言葉やメッセージの呼びかけに応えていただいた言葉を紹介します。(印刷時に間に合った分で氏名を記載しました。)

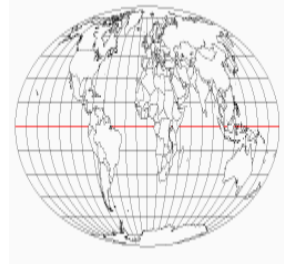
V 激励、メッセージ (手紙、メール、署名時の会話等から) (敬称略) (順不同)

※ 前向きにがんばっている様子をニュース vol. 5を読ませていただき知ることができました。ご家族にエールを送りたいと思います。

晃平君は、父母会の皆さんの努力で卒業式に「出席」できました！(遺影のみ)『学校側の抵抗の中、卒業式のお見送りの時、晃平くんの遺影は先頭を歩く男子生徒が抱えて高等部玄関を出ました。……遺影を抱える男子生徒に「しっかり持て！」と手を握り締めて渡したのは晃平君のかつての担任でした。』(女性)

※ 新聞を見ました。公開授業で、皆様の平等や尊厳を求める思いを、憲法の基本的人権と

署名提出回数	署名者数	提出日
第一次提出	3,295	2月8日
第二次提出	2,882	4月20日
第三次提出	90	6月14日
第四次提出	1,180	8月2日
提出総数	7,447	8月2日現



かかわらせて考えさせたいと思っています。(中学校 社会科教師)

- ※ 「社会福祉法人もピンからキリまでか。残念だね」といって署名(女性)
- ※ 命の重さは皆平等であるはずです。人間の尊厳を守る裁判を心から支援します。(男性)
- ※ がんばりましょう！(男性)
- ※ できる人、できる障害者、何にもできない障害者と等級をつけることは差別につながります。存在の大切さを問うて頂きたいです。(女性)
- ※ JR金山で街頭署名を見ました。同感です。
- ※ 2月21日、金山駅前の署名活動に遭遇しました。施設で働いていた者としても心が痛みます。(NPO法人日本ヒューマ・リレーション協会のA)
- ※ 本当に損害賠償ゼロと言っているのですか。チラシは過激ではないか。同じ職業として、また障害の子をもつ身としても関心をもっている。保険会社は、この問題について敏感になっている。

私たちは、障害者の雇用の促進で社会に貢献する努力をしています。私たちも、逸失利益では、働いていないとか、収入が少ないなどで同じような説明になるが、お聞きすると対応としては残念ですね。

協力できることがあれば協力します。 保険会社としても今回のケースを認識したい。社員教育にも生かしたい。私たちは、判例に基づくとはいいますが、固定されたものでないので頑張ってください。(損害保険会社の支店長から、携帯へ。)

- ※ 命の重さは皆平等であるはずです。人間の尊厳を守る裁判を心から支援します。(男性)
- ※ がんばりましょう！(男性)
- ※ できる人、できる障害者、何にもできない障害者……と等級をつけることなくーそれは差別につながります。存在の大切さで問うて頂きたいです。

私に関わった24時間介助の女性(等)は、その人がそこにいる、そしてほほえんでくれる(くれなくても)その存在が私(たち)には嬉しく、心をほっとさせてくれました。他の人には代えられないかけがえのない存在でした。(女性)

- ※ 昨日、金山駅で署名させて頂きました。豊橋で、介護士をしております。労働組合運動、やまびこ会で障害者運動も行っております。昨日、時間がなくお話をあまり伺えませんでした。障害者の方々が安心して暮らせる社会にしていかななくてはならないと考えております。少ないですが、寄付金を送金させて頂きました。何か少しでも、お役に立てればと思います。

少しでも、障害者や、老人など弱い立場の方が暮らしやすい世の中になるよう、少しでも、その方々の、世話をする私達、福祉労働者の労働条件が、まともになるよう、やさしい政府にしていかれるよう、連体して、がんばっていかれればと思います。(男性)

- ※ 少しでも力をおかしてできればと家族の署名を送ります。納得のいく裁判、納得のいく結果が得られるように……(女性)
- ※ 障害者など、社会的に弱者に当たる方々が、安心して暮らすことのできる世の中になっていけるよう微力ながら出来る事をさせていただきたいと思っています。今後も、裁判等ががんばってください。(男性)
- ※ 差別に対してはちゃんと「NO!」と言わなければどんどん弱い者はすみっこに追いやられる現実ですが、言えば変わることもあります。出来ることは協力させていただきま

す。(女性)

- ※ 母が行ってくれた署名を送ります。(女性)
- ※ お寺につどう方々に伊藤晃平さんの命について考えていただきました。名古屋まで行けませんが、岐阜県でも多くの方が裁判について支援しています。心労の事と思いますが、勇気ある行動に感謝いたします。(女性)
- ※ 毎日忙しいことと思います。福岡の井上さんから署名運動を聞きました。昔、養護学校に務めたことがあって関心を抱きました。少しですが集めた分を同封します。がんばってください。(男性)
- ※ 署名を1枚送ります。お受け取りください。すくなくてすみません。またできしだい送りますのでよろしくお願ひします。(女性)
- ※ 伊藤晃平君裁判を支援するために、署名をさせていただきます。(女性)
- ※ ……かねてからこの問題については、関心を持っていました。しかし、きょうされん愛知支部(あいされん)でもつかんでいません。このような事件が起こっていることも知りません。……(2010年6月27日 男性)
- ※ 同情で署名するのではないのです。(あなたたちの訴えに)道理があるから署名します。(街頭署名での若者)
- ※ 先ほどバスの時間だからと通り過ぎましたが、バス停で聞いていました。バスを遅らせて戻ってきました。署名させてください。(街頭署名での中年のご婦人)

VI 会計報告

只今整理中

VII 今後の方針

- 1 運動を広げるため、関係団体への申し入れを強めます。
- 2 裁判の意義や目的を広く社会に訴えます。
- 3 毎月1回(第四日曜日・雨天中止)のJR金山駅北口での署名・宣伝をおこないます。
- 4 口頭弁論日には、弁論開始前1時間、名古屋地裁前で署名・宣伝をおこないます。
- 5 会の財政が赤字です。財政活動を改善します。

VIII 役員選出

共同代表
事務局長
世話人